

期日前投票 事務テキスト(案)

平成30年6月24日執行

滋 賀 県 知 事 選 挙

甲賀市選挙管理委員会

目 次

事務従事者の一般的注意事項	1
第1 選挙の概要	
1 選挙期日等	2
2 投票用紙の色	2
3 甲賀市で投票できる者	2
4 住所異動者の取扱い	3
5 選挙人名簿登録の効果	4
6 選挙当日有権者	4
第2 期日前投票事務の概要	
1 投票管理者と職務代理者	5
2 投票管理者の主な仕事	5
3 投票管理者の心構え	6
4 投票立会人の主な仕事	6
5 投票立会人として留意すべきこと	7
6 投票事務従事者が行う投票の準備	7
7 投票日の投票開始前にすべきこと	8
8 投票所の入り口を開く	9
9 受付	9
10 選挙人名簿との対照	10
11 投票用紙の交付	11
12 投票記載所	12
13 投票箱	12
14 点字投票	12
15 代理投票	12
16 仮投票	13
17 仮投票と代理投票との関係	13
18 投票の秘密保持	13
19 投票所の秩序保持	14
20 投票所の入口の閉鎖	14
21 投票箱の閉鎖	14
22 投票録の作成	15
23 投票箱等の送致	15
24 障がいのある方、高齢の方等への接遇	15

25	入場券・宣誓書	16
26	選挙公報	16

別紙 1	期日前投票事務フロー	17
別紙 2	投票所入場券の記載例	18
別紙 3	宣誓書の記載例	19
別紙 4	投票用紙交付整理簿の記載例	20
別紙 5	投票証明書の記載例	21

事務従事者の一般的注意事項

- 1 投票所の場所を事前に確認しておいてください。
- 2 シフト表をよく確認し、定刻までに期日前投票所に参集してください。
- 3 急病等によりやむなく欠勤する場合は、その旨を直ちに選挙管理委員会事務局又は各地域市民センターに連絡してください。
- 4 選挙人に対しては、公正な態度で親切かつ冷静に対応してください。特に、選挙人にプレッシャーを与えるような言動をとらないように注意してください。また、障がいのある選挙人、高齢の選挙人等には、特に十分な心遣いをもって接してください。
- 5 期日前投票所の秩序保持を心がけ、無断で持ち場を離れたり、投票の覗き見や声高な話などはしないように注意してください。
- 6 期日前投票所で知ったこと（選挙人の個人情報、投票に来たかどうか等）は、一切外部に漏らさないでください。また、投票の秘密を侵すことのないようにしてください。
- 7 判断に迷うような質問や事態には、投票管理者や選挙管理委員会事務局と協議し、決して独断で処理しないでください。
- 8 服装は、通常勤務に準じたクールビズとしますが、良識ある服装で事務に従事してください。また、必ず名札を着用してください。
- 9 事務従事中の飲食や休憩は、決められた場所で行うようにしてください。
- 10 私語は厳に慎んでください。また、投票所内では私用の携帯電話等の電源を切り、投票事務と関係ない行動をとることは厳に慎んでください。

【期日前投票所の場所・期間】

期日前投票所	期間（予定）	時間
市役所別館	6月8日（金） ～6月23日（土）	8：30～20：00
土山地域市民センター	6月16日（土） ～6月23日（土）	
甲賀大原地域市民センター		
甲南第一地域市民センター		
信楽地域市民センター		

第 1 選挙の概要

1. 選挙期日等

選挙期日の告示日及び選挙期日は次のとおりである。

選挙名 滋賀県知事選挙

告示日 平成30年6月7日(木)

選挙期日 平成30年6月24日(日)

2. 投票用紙の色

あさぎ色。1人に複数枚の投票用紙を渡すことのないように十分注意すること。

3. 甲賀市で投票できる者

今回、投票できるのは、次の(1)及び(2)の要件に該当し、(6)の要件に該当しない者である。

(1) 選挙権を有すること。(法9条)

選挙権を有するための要件は次の3点をすべて満たす者であること。

ア. 日本国民であること。

イ. 年齢満18歳以上である(平成12年6月25日まで(※)に生まれた)こと。

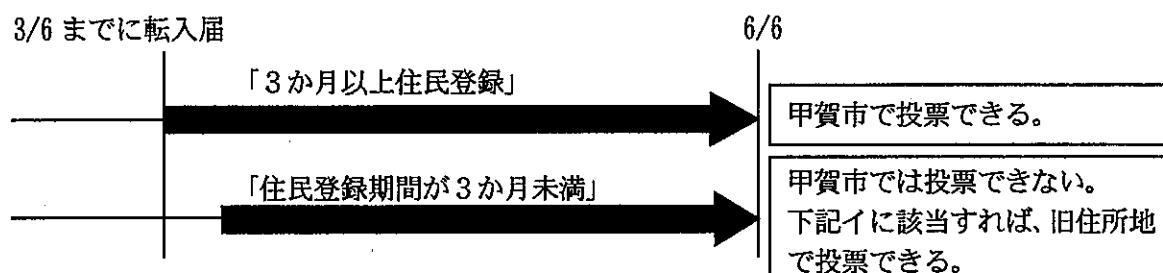
ウ. 3箇月以上引き続いて甲賀市内に住所を有していること。

※「年齢計算ニ関スル法律」の規定により、6月25日生まれの方は、前日の24日(選挙期日)に満18歳となる。

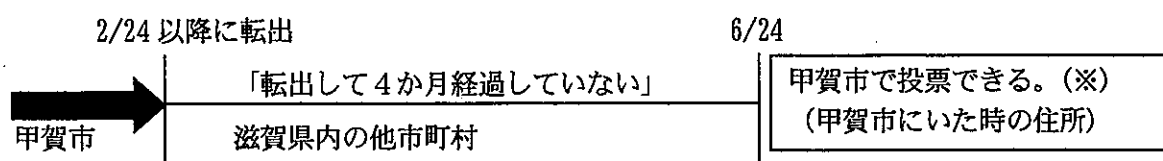
(2) 甲賀市の選挙人名簿に登録されていること。(法42条)

選挙人名簿には、選挙権を有する者で、かつ、次のいずれかの要件を満たす者が登録される。

ア. 平成30年6月6日現在で、3か月以上甲賀市の住民基本台帳に登録されていること。(法21条)



イ. 平成30年6月6日以前より前の期間に引き続き3か月以上甲賀市の住民基本台帳に登録されていた者で、その後甲賀市外へ転出し、転出後4か月を経過していない者(法21条2項)



※次のいずれかの要件を満たす必要がある。(法9条3項)

- a) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(以下、「引き続き証明」という。)を提示すること。
(県内での市町間の異動回数は問わない。)
- b) 「住民票の写し」を提示すること。(県内での市町間の異動が1回の場合に限る。)
- c) 市選管を通じて「住基ネット」により県内に住所を有し続けていることを確認できること。(県内での市町間の異動回数は問わない。)

※転出先の市町村に3か月以上住民登録して、選挙人名簿に登録された者は、転出先での投票となるため、甲賀市で投票することはできない。〔「二重登録」という。〕

※選挙人名簿に登録されている者であっても、平成30年6月24日午前7時までに滋賀県外に転出した者は、投票できない。(入場整理券が発行されていてもできない。)

(3) 今回の選挙等に使用する選挙人名簿

種 類	登録基準日	年 齢 要 件	住 所 要 件
滋賀県知事選挙	6月6日	平成12年6月25日 以前に生まれた者	平成30年3月6日以前か ら引き続いて住民基本台帳 に登録されている者

※基準日まで引き続いて住民基本台帳に登録されていなくても、選挙人名簿に登録する場合がある。

(4) 選挙人名簿の登録の抹消

選挙人名簿選挙時登録(6月6日)後、死亡した者、又は、転出した日から4箇月を経過した者を随時抹消する。

(5) 在外選挙人

在外選挙人は、滋賀県知事選挙の投票はできない。

(国内転入後、選挙人名簿に登録されれば投票できる。)

(6) 欠格事項(法11条)

(1)、(2)の条件を満たしても、次のいずれかに該当する者は、投票できない。

ア. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者

イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

ウ. 公職にある間に犯した収賄等の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者

エ. 法律の定める選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

オ. 公職選挙法による選挙犯罪により選挙権を停止されている者

4. 住所異動者の取扱い

選挙人名簿は、平成30年5月25日までの住所の異動を反映して作成しており、これに基づいて入

場整理券（はがき）を発行している。したがって、住所異動者については次のような取扱いとなる。

(1) 市内で転居した者

ア. 5月25日までに転居届を出した者・・・転居先の新住所地の投票所で投票

イ. 5月26日以降に転居届を出した者・・・転居前の旧住所地の投票所で投票（※）

(2) 滋賀県内の市町に転出した者

平成30年3月24日以降の転出者で、甲賀市の選挙人名簿に登録されている人には、次のように案内している。

ア. 5月25日までに転出届を出した者・・・転出者用投票案内はがきを送付している。

イ. 5月26日以降に転出届を出した者・・・郵便物の転送届を郵便局に出されていれば、入場券が転送される。

(3) 5月25日までしか反映できない理由

選挙人名簿は、転居等により日々その内容が変化する。一定の期日を定めないと、入場整理券の作成や当日照合に用いる名簿抄本の作成などに支障が生じることになる。これを「移替えの延期」（令17条）といい、当該内容について告示している。

5. 選挙人名簿登録の効果

(1) 選挙人名簿に登録されていない者は、投票することができない。ただし、登録されるべき旨の決定書又は判決書を所持する者は、投票することができる。（法42条1項）

(2) 選挙人名簿に登録されている者でも、選挙人名簿に登録されることができない者は投票することができない。（法42条2項）

(3) 選挙の当日、選挙権を有していない者は、選挙人名簿に登録されていても投票することができない。
（法43条）

(4) 選挙人名簿に登録されていない者は、投票・開票立会人となることができない。

（法38・62・76条）

6. 選挙当日有権者

次の(1)(2)の選挙人の合計であるので、投票が完了するまで確定した数はわからない。

(1) 選挙人名簿に登録されている者で、選挙の当日選挙権を有する者

ア. 抹消されている者は含まれない。

イ. 失権の表示がなされている者は含まれない。

ウ. 住所移転により表示がなされている者は、地方選挙の場合は含まれない。

エ. 不在者投票を行った者で、投票当日の投票開始時刻までに死亡した者は含まれないが、その時刻以降に死亡した者は含まれる。

(2) 選挙人名簿に登録されていない者で、選挙の当日、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を持って投票所に来た者

第 2 期 日 前 投 票 事 務 の 概 要

1. 投票管理者と職務代理者

(1) 投票管理者

投票管理者は、投票所における投票事務の最高責任者であり、事務全般を総括するとともに、選挙人に対して正しい投票を行わせるようにするとともに、投票事務が適性かつ迅速に処理されているか、投票の秘密が守られているかどうか、投票所の秩序が十分保たれているかどうか等について常に注意していなければならない。

(2) 投票管理者職務代理者（令 24 条）

職務代理者は、投票管理者に事故があったり、欠けたときに代わってその仕事をする者であり、投票管理者の職についたときの仕事の内容は、投票管理者と同じである。

(3) 投票管理者と職務代理者

ア. 投票管理者と職務代理者とは、投票が始まる前までに投票事務の内容及びその進め方などについてよく打ち合わせておき、投票管理者が都合によってその席をあけるようなことがあっても、職務代理者はすぐに代って職務を行うことができるようにしておかなければならない。

イ. 真にやむを得ない事情があつて、どうしても2人が同時に席をあけなければならないときは、すぐに選挙管理委員会へ連絡し、委員長に投票管理者の職務を管掌する者を選任してもらい、その者が席についてから席をあけるようにしなければならない。（令 24 条 2 項）

2. 投票管理者の主な仕事

投票管理者は、投票所において、投票に関する手続きのすべてについて、最終的な決定権をもつ者であり、投票所の事務に従事する者を指揮監督し、投票所の事務全般を管理執行するのが役目であるが、その担任する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 投票に関する書類や物品を選挙管理委員会から受け取ること。
- (2) 投票立会人を補充選任すること。（法 38 条 2 項）
- (3) 投票所の入口を開閉すること。（法 40 条）
- (4) 投票用紙の交付の適正をはかること。（法 42～45 条・令 35・36 条）
- (5) 選挙人が本人であるかどうか確認すること。（法 50 条・令 40 条）
- (6) 投票を拒否するか、仮投票を許すかどうかについて決定すること。（法 50 条 2～5 項）
- (7) 点字投票の申し立てを受けること。（令 38 条 2 項）
- (8) 代理投票の申請を受け、その認否を決定すること。（法 48 条・令 41 条）
- (9) 送致を受けた不在者投票を保管すること。（令 62 条）
- (10) 不在者投票の受理、不受理を決定すること。（令 63 条）
- (11) 投票箱を閉鎖すること。（法 53 条・令 43 条）
- (12) 投票録を作成すること。（法 54 条）

- (13) 投票所内の設備等が完全であるかどうかを常に点検すること。(令 32 条)
- (14) 投票所内の秩序を保持すること。(法 59・60 条)
- (15) 投票箱及び投票に関する書類等を開票管理者に送致すること。(法 55 条)
- (16) 投票の状況を選挙管理委員会に報告すること。

3. 投票管理者の心構え

- (1) 投票は、選挙全体の手続きのうちでも、もっとも中心をなすものであるから、投票管理者の職責は特に重大である。
- (2) 投票は限られた時間内に処理しなければならないし、また、やり直しをすることができないから、投票の手続き等を間違い、選挙無効訴訟の原因となるようなことのないように、前もって事務の分担、処理の手続き等について、周到な計画をたてておくこと。
- (3) 勘や過去の経験のみに頼らず、常に法規・判例・実例等に根拠をおいて適確に事務を処理すること。疑わしいと思うようなことは、自分の考えだけで処理することなく、速やかに事務主任や選挙管理委員会事務局書記の意見を聴取すること。
- (4) 投票事務の管理執行にあたっては、選挙人の自由・公平・平等の原則に反しないように努め、投票の秘密保持を期するとともに、選挙人に威圧を加えることのないように、十分配慮しなければならない。
- (5) 投票事務を円滑に誤りなく執行するために、あらかじめ職務代理人、投票事務従事者を十分把握するとともに、事務分担などをよく打ち合わせておくこと。

4. 投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われるときには投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目であるが、その担任する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 投票手続きの全般について立ち会うこと。(法 38 条)

立会人は、ただ漫然と立ち会うだけでなく、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地から、投票管理者に意見を申し出る等、積極的に投票管理者に協力すること。

- (2) 次の場合に、投票管理者に意見を述べること。

ア. 投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(法 50 条 2 項)

イ. 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定をしたときは、それに対して異議を申し立てることはできない。)

ウ. 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48 条 2 項)

エ. 不在者投票を受理するかどうかについて意見を求められたとき。(令 63 条 1 項)

オ. 受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(令 63 条 2 項)

カ. 投票を拒否された選挙人、又は投票を拒否されない選挙人について異議があるとき。

(法 50 条 5 項)

キ. 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき。(令 41 条 3 項)

- (3) 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。(法 53 条)
- (4) 投票録に署名すること。(法 54 条)
- (5) 投票管理者が投票箱等を選挙長に送るときに付添うこと。(法 55 条)

5. 投票立会人として留意すべきこと。

- (1) 印鑑を持って、午前 8 時 15 分までに投票所に集合すること。
- (2) 選挙人が投票する前に、投票箱の中に何も入っていないことの確認をするときに立ち会うこと。
- (3) 投票にきた選挙人を選挙人名簿と対照するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会うため、これらの場所が十分に見通すことができる場所において、事務処理が適正に行われているかどうかについて十分注意を払うこと。(令 35 条 1 項)
- (4) 立会人は、用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の他は投票所から外へ出ないこと。食事は所定の場所でするようにし、やむを得ない場合に退出するときも 2 人以上が同時に席を外さないこと。
- (5) 立会人は、一度承諾して立会人となった以上は、公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ、その職を辞すことができない。(法 38 条 5 項)
- (6) 立会人が交替する場合、引継書を作成すること。

6. 投票事務従事者が行う投票の準備

- (1) 投票用紙、物品等の受領と保管
 - ア. 投票用紙、期日前投票システム、その他投票に必要な諸用紙、物品等を投票の前日、書記が選挙管理委員会から受け取り、数量、内容等をよく点検して受領書を提出すること。(令 28 条)
 - イ. 投票用紙の点検にあたっては、特に印刷もれ、印刷のずれ、投票用紙の汚れなどについて十分注意すること。
 - ウ. 投票用紙の保管は特に厳重にし、期日前投票所に運搬するときは、途中で紛失したり、その到着が投票開始時刻に遅れることのないよう、十分注意すること。
- (2) 期日前投票所の設備と準備
 - 投票所とは、選挙人名簿との対照、投票用紙の交付、投票の記載及び投票を投票箱に投入する室をいうが、その設備については、次のことについて注意すること。
 - ア. 投票の秘密が侵されるようなことがないか、投票所の秩序は十分に確保することができるか、また、投票事務を能率的に処理することができるか、更には選挙人が気軽に投票することができるかどうかということについて注意と工夫をすること。(法 60 条・令 32 条)
 - イ. 投票事務の進行が円滑に行われるように設備をすること。
 - ウ. 入口には、投票所の標札を掲げること。
 - エ. 投票所は清潔で、選挙人に不快な感じを与えないようにするとともに、候補者の氏名等を連想させるような額やポスターの類はできるだけ取り外し、取り外せない物については、選挙人から見えないようにしておくこと。

オ. 時間的に選挙人が集中する場合等をあらかじめ考慮して設備をしておくこと。

カ. 投票所内は、

1. 入 口
2. 受 付
3. 選挙人名簿対照所
4. 投票用紙交付所
5. 投票記載所（点字投票）
6. 投 票 箱
7. 投票管理者席
8. 投票立会人席
9. 出 口

を、それぞれ設けて、選挙人が投票所へ来たときに、投票所内の進行順序が一見してわかるように表示をしておくこと。

ク. 選挙人名簿対照所・投票用紙交付所・投票記載所・投票箱は、投票管理者および投票立会人の全員の席から見通し得る場所に設けること。ただし、投票人が心理的圧迫を受けることのないよう記載台との距離を保つ等の配慮をすること。

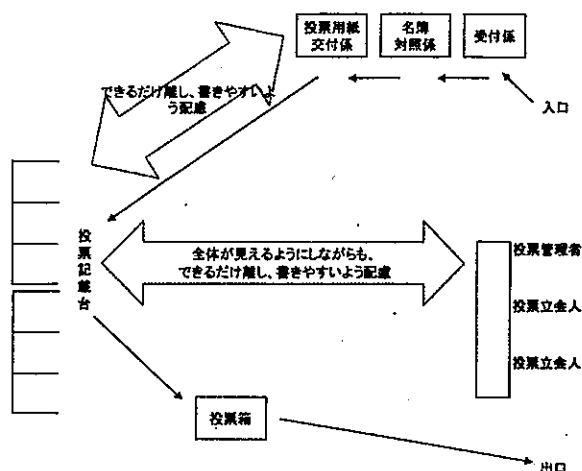
ケ. 投票を記載する場所は、他人が投票の記載を見たり、投票用紙の交換、その他不正な手段が行われないようにするために、相当の設備をしなければならない。

コ. 投票記載所には、候補者の氏名及び党派の掲示をしておくこと。

サ. 投票記載所には鉛筆を、点字投票記載所には点字器を備えつけること。

シ. 投票所内の適当な場所に注意書を掲示しておくこと。

投票所配置例



選挙人心得

- 一、投票所内では静かにして下さい。
- 一、入場券を失くした人は受付係に申し出て再交付を受けて下さい。
- 一、投票を終わった人は直ちに必ず出口から出て下さい。
- 一、係員の指示に従って下さい。

選挙管理委員会

投票にあたってのご注意

いつの選挙でも、せっかく投票はしたが、選挙人の意志を表現できないために、無効になるものが少なくありません。

次のような投票は無効になりますので、ご注意ください。

- ◎候補者でない人の氏名を書いたもの
- ◎よけいなことを書いたもの
- ◎二人以上の候補者の氏名を書いたもの
- ◎どの候補者の名前を書いたものか判らないもの

選挙管理委員会

7. 投票開始前にすべきこと

(1) 投票管理者、投票立会人及び投票事務主任者は、印鑑を持って、投票事務従事者ともども午前8時15分までに投票所に集合して、定刻（午前8時30分）までに投票が行えるよう準備するとともに、

すべてについて十分な点検をしておくこと。

(2) 午前 8 時 30 分までに次の項目を確認すること。

- 自動交付機に投票用紙を正しくセットしたか。枚数管理はできているか。
- 期日前投票システムが正常に操作できるか。
- 日付の表示をする場合、正しい日付か。宣誓書はあるか。
- 投票記載所（氏名掲示）に落書き等がないか。鉛筆はあるか。
- 事務従事者はそろっているか。係の分担を行い、シミュレーションをしたか。
- 投票管理者、投票立会人はそろっているか。参集時刻を確認したか。役割について、説明したか。
- 2 日目以降は、投票管理者、投票立会人の立会いの下、投票箱のかぎの封印を解き、投票箱のふたを開け、投票できる状態にしたか。
- 混雑時に列を整理する準備（ロープ等）はあるか。

(3) 投票所には時計を備え、ラジオ等により正確に時刻を合わせておき、投票所の開閉時刻を正しくすること。

(4) 投票立会人の補充選任

投票立会人は、2 人から 5 人までを必要としている。2 人以上 5 人以下の立会人が立ち会わないで行われた投票は無効となるから、立会人が 2 人に達しないとき、又は 2 人に達しなくなったときは、投票管理者は、ただちに 2 人に達するまでの立会人を補充選任しなければならない。選任をする場合には、次の点に留意すること。（法 38 条 2 項）

ア. 投票立会人の補充選任をした後に、先に選挙管理委員会から選任されている立会人が遅参したときは、後に投票管理者が補充選任した立会人を解任するようにする。

イ. 投票立会人を補充選任したときは、投票録に所要の事項を記載すること。

8. 投票所の入り口を開く

(1) 投票開始の宣言

午前 8 時 30 分、投票所の入口を開き、到着している選挙人を投票所内に入れて、投票管理者は、「投票を開始する旨」を宣言する。

(2) 投票箱の空き確認

初日は、投票を開始する前に、立会人の立ち会いの上、投票所内に到着している選挙人の面前で投票箱を斜に傾け、その中に何も入っていないことを示さなければならない。（令 34 条）

この場合、空き確認に立ち会った選挙人について、「投票用紙交付整理簿」（別紙）の左欄に「○印」をつけておくこと。

9. 誘導・受付

(1) 当日、選挙に行けない理由、申請日、氏名、現住所、生年月日、性別を記入してもらい受付へ誘導する。（宣誓書欄が記入済みの入場整理券（はがき）を持参された場合は、記入漏れがないか確認し、受付へ誘導する。）

- (2) 入場整理券（はがき）は、ナンバリング等により受付番号順に整理すること。
- (3) 投票の記載に黒鉛筆を使用するため、事務従事者は、黒色の鉛筆以外の筆記用具（主として赤鉛筆）を使用すること。
- (4) 投票証明がほしいとの申告があれば、出口でお待ちいただくように伝え、名簿対照係とともに証明書を作成し、投票管理者に署名押印をいただくこと。
- (5) 名簿対照により、お待ちいただく必要が生じた選挙人は、ロビーで掛けていただくなど、丁寧かつ安心いただけるように対応すること。待ち時間が長い場合は状況を確認し、お伝えすること。
- (6) 受付以降に列ができることのないよう誘導するとともに、受付まではロープ等を用いて列を整理し、順に案内するのでお待ちいただくよう案内すること。

10. 選挙人名簿との対照

- (1) 期日前投票所ではシステムを用いて選挙人名簿との対照を行う。
- (2) 選挙人名簿との対照にあたっては、選挙人の顔も見ないで、ただ機械的に入場整理券（宣誓書）と選挙人名簿（システム画面）を対照するだけでなく、選挙人と選挙人名簿の記載の内容、本人の申し立て、性別、年齢的にも一致するかどうかよく確かめること。（「〇〇〇〇さんですね。」等の声かけをし、確認する。）
- (3) 照合時には、入場整理券（宣誓書）の氏名、住所、生年月日、性別について赤鉛筆でチェックすること。
- (4) 入場整理券（はがき）を持参されず、備え付けの宣誓書（A4版）を記入された場合、下部に名簿番号を転記すること。
- (5) 点字投票や、代理投票をされる場合、システムの投票方法欄を当該投票に変更して更新すること。
- (6) 県内で住所異動された選挙人が「引き続き証明」を持参しない場合、事務局に連絡すること。「引き続き証明」を受け取るまで受け付けをせず、お待ちいただくこと。
- (7) システムにおいて以下の表示が出た場合は、事務局に連絡すること。
 - ①投票済み
 - ②18歳までの人
 - ③投票資格なし
- (8) 入場券を持ってこなかったことや、入場券や選挙人名簿に誤字や脱字があったことだけで、本人でないということとはできない。
- (9) 選挙人が本人であるかどうかを確認する事ができないときは、本人である旨の宣言をさせること。
 - ア. 投票管理者は、投票立会人の面前で、本人である旨の宣言をさせ、事務従事者がその内容を宣誓書に筆記し、選挙人に読み聞かせた上で、選挙人に署名させる。
 - イ. 宣言をしない者に対しては、投票を拒否する。
- (10) 誤載者や失権者でも、一応形式的に選挙人名簿に登録されている者は、名簿に登録されていない者とは異なり、このような者が投票に来たときは、実質的な選挙権を有しないことを理由に投票を拒否する。しかし、投票を拒否された選挙人がどうしても投票をするといったときは、仮投票をさせない

ればならない。

(法 50 条 3 項)

- (11) 選挙人名簿に登録されていないが、選挙人名簿に登録されるべき資格を有すると思われる者が投票に来たときは、事務局へ連絡する。

11. 投票用紙の交付

- (1) 投票用紙は、あさぎ色用紙に黒色のインクで印刷
(2) 投票用紙を渡すときは、一人ひとり丁寧に説明すること。

「知事選挙です。候補者名をお書きください。」

- (3) 投票用紙を交付するときは、
- 印刷にミスがないか。
 - 白紙でないか。
 - 何か書かれていないか。
 - 公印がもれていないか。
 - よごれていないか。
 - 破れていないか。
 - 2 枚以上くっついていないか。

など、よく確かめてから渡すよう十分注意をすること。

- (4) 投票用紙自動交付機を使用するが、自分でもチェックすること。
(5) 自動交付機のトラブルの際は、事務局に連絡するとともに、あせらず対応すること。復旧に時間が係る場合は、投票用紙を直接手渡すこととするが、自動交付機使用時以上にチェックを十分に行うとともに、交付枚数がわからなくなならないよう、集計を行うこと。
(5) 選挙人名簿との対照を終わっていない選挙人に対しては、投票用紙を交付してはならない。

(法 44 条・令 35 条)

- (6) 選挙人が誤って投票用紙を汚損したり、書き損じをしたときは、その投票用紙を返還させ、これと引き換えに投票用紙を再交付する。(令 36 条)

この場合、投票録 6 (1) に選挙人の氏名およびその理由を記入することになるため、入場整理券に付箋等でその旨をメモしておくこと。

- (7) 投票用紙の交付を受けた者が投票しないで投票所を出ようとしたときは、いかなる理由を問わず必ず返還させてから退出させること。(令 42 条)

- (8) 投票用紙を交付したときは、投票用紙交付整備簿(別紙 5)に、男女別に名簿番号を記入し、期日前投票宣誓書の用紙交付欄に「○」をつける。

- (9) 入場整理券の整理番号、投票用紙交付整備簿の番号、交付枚数の 3 つが合致するか確認すること。

- (10) 棄権を申告された場合、入場整理券(はがき)に付箋等で棄権したことがわかるように明示するとともに、名簿照合係に伝達すること。交付後の場合、投票用紙を返還させること。入場整理券(はがき)は預かり、今後、期日前投票を行う場合には備え付けの宣誓書(A 4 版)を書いていただく必要があること、当日投票を行う場合には氏名、住所、生年月日を記入いただく必要があり、身分

証明書を確認する場合があることを伝えること。

12. 投票記載所

- (1) 候補者の氏名及び党派別を掲示しておくこと。
- (2) 点字投票が予想される投票所は、点字投票記載所を設け、点字器を用意しておくこと。
- (3) 投票の進行中、いつも次のことについて注意していること。
 - ア. 投票記載所内に、候補者の氏名等や落書きがされていないか。
 - イ. 候補者の氏名等が書いた紙片、その他の物が置かれていないか。
 - ウ. 投票用紙の置き忘れがないか。(選挙人が投票用紙を置いたまま離れようとされれば、ただちに声をかけること。)
 - エ. 氏名等の掲示がなくなっていないか、破損していないか、又は落書きや目印等がつけられていないか。
 - オ. 鉛筆はそろっているか、芯は折れていないか。

13. 投票箱

- (1) 投票箱は、空きよ確認のほか、投票がはじまってから絶対に開けてはならない。
- (2) 間違って入場券を入れたり、投票用紙の持ち帰り等のないよう十分注意していること。

14. 点字投票

- (1) 目の不自由な方から点字投票の申し出があったときは、点字が打てるかどうかを確かめてから点字用の投票用紙を交付すること。(法 47 条・令 39 条)
- (2) 視覚に異常がない者が点字を打てるからといって点字投票の申し出をしても点字投票をさせることはできない。
- (3) 点字投票用紙を交付したときは、投票録の 6 (4) 「点字により投票した者」欄に選挙人の人数を記入すること。

↑ 厚紙で、通常の投票用紙とは別に作成されている。

15. 代理投票

- (1) 選挙人が身体の故障又は字の読み書きができない者のため、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができないときは、代理投票によって投票することができる。(法 48 条 1 項)
- (2) 投票管理者は、代理投票の申請をした選挙人の一人ひとりについて代理投票の事由があるかどうかについて決定する。
- (3) 投票管理者は、選挙人を補助すべき者 2 人を投票立会人の意見を聞き、補助者となるべき者の承諾を得て選任する。補助者は、あらかじめ選任しておいても差し支えない。

- (4) 投票管理者や投票立会人を補助者とせず、事務従事者を補助者に選任すること。
- (5) 代理投票は、補助者の1人が選挙人の指示する候補者の氏名等を投票用紙に記載し、他の補助者がこれに立ち会う。(法 48 条 2 項)
- (6) 代理投票は、自筆投票の例外であるため疑惑をもたれるようなことのないよう、十分注意して行うこと。
- (7) 代理投票を補助する者は、選挙人に対して、「どの候補者に投票するのですか？」と聞く。
選挙人が候補者の氏名を言えないときに、「〇〇さんですか」、又は「〇〇さんですね」と候補者の氏名を言って誘導するようなことのないようにすること。
- (8) 選挙人が、候補者の氏名等を書いた紙片等を持って来た場合、その紙片等によって代筆するのではなく、必ず選挙人に確かめてから代筆すること。
- (9) 代理投票は、投票記載所において、当該選挙人と補助者のみによって行われるものであり、それ以外の者に内容が見えたり、聞こえたりすることのないよう注意して行うこと。
- (10) 代理投票があったときは、投票録 6 (5) 「代理投票」欄に人数を、投票録の別紙に選挙人、補助者名を記載すること。

16. 仮投票

- (1) 次の事由があるときには、投票管理者は、選挙人に対して仮投票をさせなければならない。
 - ア. 投票の拒否について、選挙人に不服があるとき。
 - イ. 投票の拒否については、投票立会人に異議があるとき。
 - ウ. 投票を拒否しないことについて、投票立会人に異議があるとき。
- (2) 仮投票をさせる場合には、選挙人に仮投票用封筒を交付し、選挙人が投票を封筒に入れて封をし、封筒の表面に選挙人が署名して投票箱に投票させる。(法 50 条 4 項)

17. 仮投票と代理投票との関係

投票管理者は、代理投票を行う事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。選挙人がこの決定に不服である場合や投票立会人に異議がある場合は、選挙人に仮投票を行わせなければならない。この場合、代理投票の方法により投票用紙に記入し、封筒に入れて封をし、封筒の表面に選挙人氏名を記し、代筆者が署名し、投票箱に投票させることになる。(令 41 条)

18. 投票の秘密保持

- (1) すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。その選択に関して、公的にも私的にも責任を問わない。
- (2) 何人にも選挙人の投票した候補者の氏名等を陳述する義務はない。
- (3) 選挙事務関係者が、選挙人に投票しようとし、又は投票した候補者の氏名等の表示を求めたときは職権濫用による選挙の自由妨害罪となり、また、選挙人の投票した候補者の氏名等の表示を求めたとき

は、投票の秘密侵害罪として処罰される。(法 226 条 2 項)

19. 投票所の秩序保持

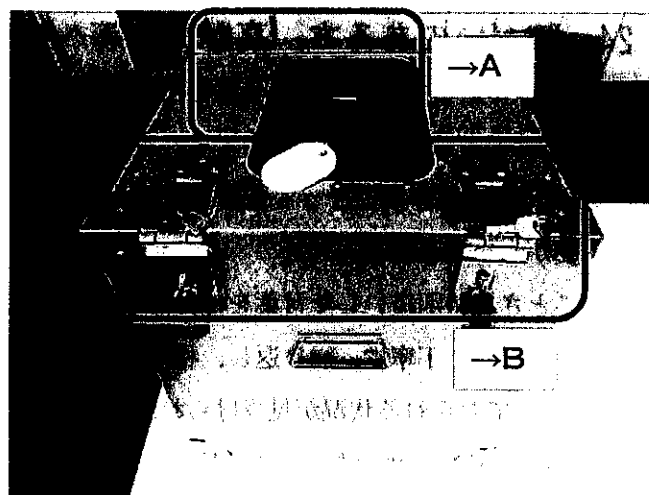
- (1) 投票所には、選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者及び警察官でなければ出入りすることができない。選挙人の同伴する 18 歳未満の子どもは、投票所に入ることができるが、投票管理者がその子どもに起因する混雑、けん騒等から投票所の秩序を保持できなくなるおそれがあると認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでない。(法 58 条)
- (2) 投票管理者は投票所に入場出来ない者の入場、選挙人の滞留に対して退出を命じ、演説、けん騒、投票の誘導、協議等、投票所内の秩序びん乱等の行為があるときは制止し、又は退去を命じる等、具体的な措置を講じること。(法 60 条)
- (3) 投票管理者が制止又は退去命令の手段を講じても、なお投票所の秩序が保持できない場合には、警察官の処分を請求することができる。(法 59 条)

20. 投票所の入口の閉鎖

- (1) 投票所を閉じるべき時刻(午後 8 時)になったときは、投票管理者は、「投票所の入口を閉じる旨」を告げて投票所の入口を閉じる。(法 53 条)
- (2) 「投票所の入口を閉じる」とは、投票所を閉じる時刻までに到着した者と定刻後に到着した者とを区別する措置である。
- (3) 選挙人名簿に登録されている者全部の投票が終っても、定刻までは投票所を閉じることができない。

21. 投票箱の閉鎖

- (1) すべての一般投票の終了及び不在者投票の処理ができていないのか確認すること。(法 53 条)
- (2) 確認が終わったならば、投票箱のふたを閉じ、異なった鍵をかけること。
- (3) かぎは、A の封筒には投票管理者が、B の封筒には投票管理者が指定した投票立会人の氏名を記名し、全部の封筒に投票管理者及び投票立会人全員により封印をして、それぞれ保管する。(令 43 条) →図参照
- (4) 投票箱の閉鎖後は、絶対にこれを開けてはならない。(法 53 条 2 項)
- (5) 投票箱は、選挙長に送致する以外は、投票所の外へ持ち出してはならない。(令 44 条)



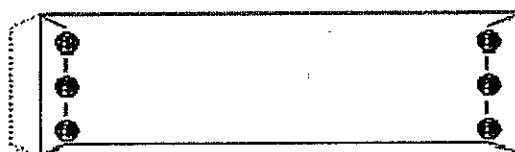
滋賀県知事選挙
第97投票区 A

滋賀県知事選挙
第97投票区投票所投票箱のかぎ A
投票管理者 甲 川 一 夫

滋賀県知事選挙
第97投票区 B

滋賀県知事選挙
第97投票区投票所投票箱のかぎ B
投票立会人 乙 山 二 郎

裏面の両方に管理者及び
立会人の印をお願いします。



- ・ 1つの投票箱にかぎが3つ（内ふた1、外ふた2）あるため、内ふたのかぎ1をAに、外ふたのかぎ2をBに入れること。Aの封筒のみ毎朝開封し、当該日の投票管理者が再度封印すること。

22. 投票録の作成

- (1) 投票管理者は投票録を作り、投票に関する次第を記載して、立会人とともに署名しなければならない。

23. 投票箱等の送致

- (1) 送致は、6月23日（土）20時以降、速やかに行うこと。送致は、2人以上で行うものとし、交通安全に十分留意すること。
- (2) 未使用の投票用紙は、残数報告書とともに所定の封筒に入れて選挙管理委員会へ送致すること。
- (3) 投票箱及び投票録は、選挙管理委員会に送致すること。

24. 障がいのある方、高齢の方等への接遇

- (1) 相手の立場に立って、安心感を持たれる接遇に努めること。
- (2) 介助の方等がおられる場合でも、本人に対応すること。
- (3) 円滑な投票作業にとって必要な場合を除き、障がいの内容等を尋ねないこと。どのような手助けが必要かを尋ねること。
- (4) ことさら特別扱いした言葉を使わないこと。特に、子ども扱いと思われるような言葉は使わないこと。ゆっくり、丁寧に、繰り返し、相手の意思を確認すること。
- (5) 困っておられる状況が見受けられたら、速やかに対応すること。
- (6) 自分にその意思がなくとも、相手が不快に感じる表現を使ってしまうこともあるので、相手からそのような指摘を受けたときは真摯に受け止めてお詫びすること。
- (7) 対応方法がよく分からないときや想定外のことが起きたときは、周囲に協力を求めること。
- (8) 点字投票の誘導の際は、まず声を掛けること。いきなり、腕を引いたり、白杖に触れたりしないこと。
- (9) 老眼鏡、虫眼鏡、点字器については、すぐに使っていただけるようにしておくこと。

25. 入場券・宣誓書

- (1) 入場券は、告示日に無投票でないことが確定した後に、発送します。このため、期日前投票の初日から3日程度は、入場券が届いていない方がおられます。
- (2) 宣誓書の記入は、公職選挙法で定められており、本人確認のために使用します。様式は、入場券（はがき）に印刷しているほか、各期日前投票所にA4版の様式を設置します。

26. 選挙公報

- (1) 選挙公報は、6月10日（日）に県から到着し、11日（月）に発送準備を行います。このため、配達が終わるのは14日（木）頃になる見込みです。なお、ホームページからも閲覧できる予定です。

期日前投票事務 受付フロー

【従事者の主な役割】

案内係(受付係が兼務することもある。)

宣誓書の記入案内・誘導

①受付係

宣誓書の記入確認・ナンバリング

②名簿

システム入力

③交付

投票用紙の交付・交付整理簿の記入

案内係

選挙人は、期日前投票宣誓書に記入する。

・事由①～⑥までいずれかに○を記入

・氏名、住所、生年月日等を記入

宣誓書を持って受付に

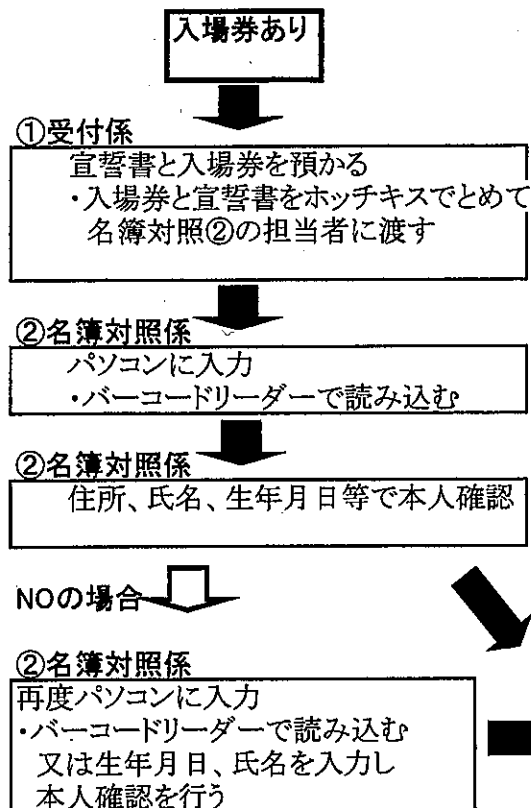
①受付係

期日前投票宣誓書の記入漏れ確認

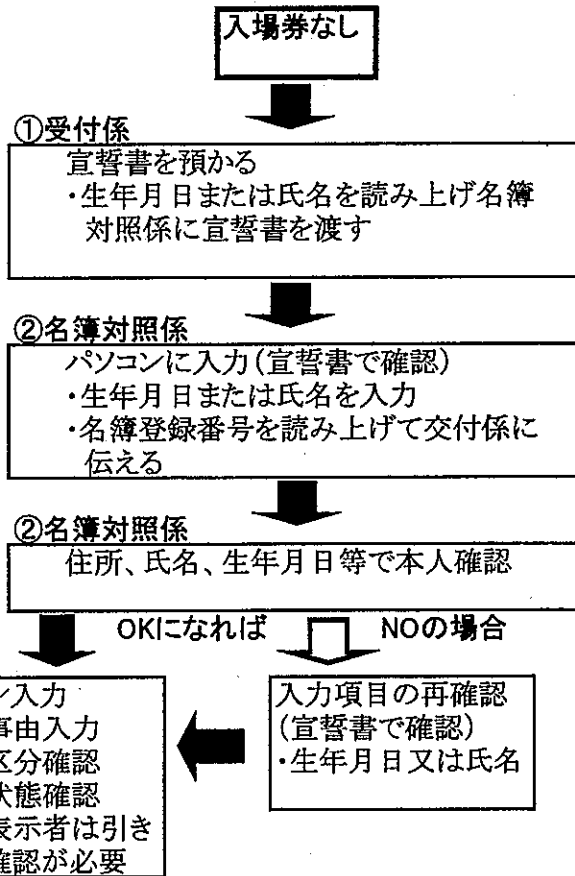
・事由①～⑥までいずれかに○が記入されているか

・氏名、住所、生年月日等が記入されているか

・記入漏れが無かったら、宣誓書にナンバリング



OKの場合



②名簿対照係

確認ボタンをクリック

③交付係

宣誓書を預かり、投票用紙を交付

投票用紙は所定の用紙1枚であるか、よく確認してから渡す。

投票用紙を交付したら、宣誓書の用紙交付欄をチェックする。(○をつける。)

入場券を持ってこられなかった場合は、名簿対照係が読み上げた名簿登録
番号を宣誓書に記入する。

③交付係

交付整理簿を記入

宣誓書の用紙交付状況と交付整理簿の用紙交付状況を随時確認をする。

棄権されたら、投票用紙を必ず返していただき、宣誓書を持って名簿対照係に
報告する。

投票所入場券

料金後納
郵便

〇〇〇〇様
〇〇××様

甲賀市議会議員一般選挙 投票所入場券在中
(お手持の入場券が印刷されています。3名以上の世帯には、投票券をお取りください。)

10月22日(日)の投票所のご案内
投票時間 午前7時～午後8時
投票所 甲賀市議会議員一般選挙 投票所
〒518-8501 甲賀市八咫町二丁目2番地
投票所係 〇〇〇〇〇〇
投票所係 〇〇〇〇〇〇
投票所係 〇〇〇〇〇〇
投票所係 〇〇〇〇〇〇

投票所地図

投票所係 〇〇〇〇〇〇
投票所係 〇〇〇〇〇〇
投票所係 〇〇〇〇〇〇
投票所係 〇〇〇〇〇〇

受付番号

投票用紙交付欄

バーコード

期日前投票 期日前投票 期日前投票

期日前投票 期日前投票 期日前投票

期日前投票 期日前投票 期日前投票

期日前投票 期日前投票 期日前投票

期日前投票 期日前投票 期日前投票

期日前投票 期日前投票 期日前投票

期日前投票 期日前投票 期日前投票

期日前投票 期日前投票 期日前投票

期日前投票 期日前投票 期日前投票

期日前投票 期日前投票 期日前投票

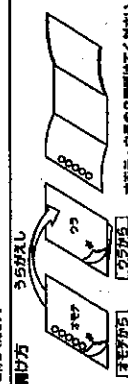
期日前投票について

水のいづれかの理由で投票所に投票することが困難な人は、期日前投票をすることができます(投票の宣言者に記入が必要です)。

A	仕事、家事、学業、地域行事の役員、本人または家族の冠婚葬祭に役務	19時
B	A以外の用事(買物、レジャー等)または家族のため、本市以外または本市内の()に外出・旅行・滞在	29時
C	疾病、介護、出産、身体障害者のため歩行困難	39時
D	刑事施設等に収容	49時
E	住所移転のため、本市以外に居住	59時
F	天災又は急変により投票所に到達することが困難	69時

注意事項

- このほかには、2名までの投票所入場券が印刷されています。本人の投票所入場券のみを印刷してください。印刷された入場券は、投票所に提出してください。印刷された入場券は、投票所に提出してください。印刷された入場券は、投票所に提出してください。
- 期日前投票は、投票所に提出してください。印刷された入場券は、投票所に提出してください。印刷された入場券は、投票所に提出してください。印刷された入場券は、投票所に提出してください。
- 期日前投票は、投票所に提出してください。印刷された入場券は、投票所に提出してください。印刷された入場券は、投票所に提出してください。印刷された入場券は、投票所に提出してください。



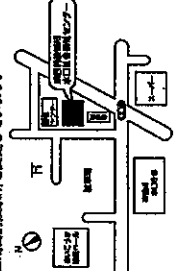
期日前投票 期日前投票 期日前投票

期日前投票場所、期間および時間

- 場所 ①水口社会福祉センター
②山田地域市民センター
③甲賀市役所市民センター
④甲賀市役所市民センター
⑤甲賀市役所市民センター
- 期間 10月16日(月)～10月21日(土) 午前8時～午後8時
- 持ち物 投票用紙

期日前投票を行うには、期日前投票票の提出が必要で、投票所入場券の期日前投票票の提出に、期日前投票をする事由、氏名および生年月日を記入し、期日前投票所にお持ちください。期日前投票の受付時間を超過することができます。

水口期日前投票所を参照してください。



期 日 前 投 票 宣 誓 書（記 入 例）

私は、滋賀県知事選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

次のA～Fのいずれかに○を付してください。

A	仕事、家事、学業、地域行事の役員、本人または親族の冠婚葬祭等に従事	1号事由
B	A以外の用事（買物、レジャー等）または事故のため、本市町以外または本市町内の（ ）に外出・旅行・滞在 ※外出先等が本市町内である場合のみ（ ）内に外出先等を記入してください。	2号事由
C	疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難	3号事由
D	刑事施設等に収容	3号事由
E	住所移転のため、本市町以外に居住	5号事由
F	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難	6号事由

上記は、真実であることを誓います。

平成30年 6月 ○○日

ふ り が な 氏 名	こうか たろう 甲 賀 太 郎
現 住 所	甲賀市水口町水口6053番地
選挙人名簿に記載 されている住所	※現住所と異なる場合のみ記入してください。
生年月日（性別）	明・大 昭 ・平 ○○年 △月 ××日（ 男 ・女）

—————これより下の欄は記入しないでください。—————

投 票 区	町（字）名	選挙人名簿登録番号	用 紙 交 付

滋賀県知事選挙投票用紙交付整理簿

水口 期日前投票所 6月 日 1 枚目

番号	名簿番号		番号	名簿番号		番号	名簿番号		番号	名簿番号		番号	名簿番号	
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
	交付チエック	交付チエック		交付チエック	交付チエック		交付チエック	交付チエック		交付チエック	交付チエック		交付チエック	交付チエック
1	14 1		11	11 3		21		29 5	31	25 6		41		
2		14 2	12		29 6	22		33 4	32		33 3	42		
3	20 5		13	18 13		23	55 12		33			43		
4		1 3	14	15 11		24	55 13		34			44		
5		2 5	15		15 12	25	41 7		35			45		
6	3 5		16		15 13	26	41 9		36			46		
7		18 6	17		7 6	27	41 10		37			47		
8	3 6		18		6 10	28		41 8	38			48		
9		29 1	19	3 6		29		13 15	39			49		
10		22 15	20	13 12		30	7 8		40			50		
計	4	6	計	5	5	計	5	5	計			計		
通計	4	6	通計	9	11	通計	14	16	通計			通計		

証 明 書

平成30年6月24日執行の滋賀県知事選挙に際し、次のとおり

投票を行ったことを証明する。

名簿番号	投票者氏名	性別	投票場所	備 考
〇－ 〇－〇〇	甲賀 太郎	男・女	〇〇期日 前投票所	

平成30年6月〇〇日

〇〇期日前投票所

投票管理者 〇〇 〇〇 印
